

平成30年1月31日

事業協同組合のご契約者 各位

中日本高速道路株式会社

<お知らせ>

車両制限令違反に係る点数通知の見直し等について

平素より、ETCコーポレートカードをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、阪神高速道路(株)及び本州四国連絡高速道路(株)（以下、「高速道路会社」という。）は、車両制限令違反の抑止及び安全走行の啓発を目的として、違反車両に対する徹底した指導取り締まりとあわせ、平成29年4月より、高速道路会社各々の大口多頻度割引制度において、車両制限令違反者に対する割引停止措置等を見直したところです。

このような状況の中、事業協同組合における車両制限令違反の確認方法として、平成29年5月に「車両制限令違反に係る違反点数通知制度」を開始し、活用いただいているところですが、今般、事業協同組合の負担軽減及び大口・多頻度割引制度の適切な運用等を目的として、当該違反点数通知方法の見直し等を行うこととしましたので、お知らせいたします。

記

1. 車両制限令違反に係る違反点数通知について、組合員からの同意書を不要とします

現在、違反点数通知を希望する事業協同組合は、「車両制限令違反による累積点数の通知申請（新規・変更）兼誓約書【様式1】」及び「車両制限令違反による累積点数の通知申請に係る同意について（同意書）【様式2】」を東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)（以下「NEXCO3会社」という。）に対して提出しておりましたが、今後は、各事業協同組合の負担軽減を図る観点から、前記【様式1】及び【様式2】の提出を不要とし、当該組合に所属する組合員が車両制限令に違反し、一定の違反点数が付された場合には契約者である事業協同組合に対して、違反点数を通知することにいたします。

なお、運用の見直しにあたり、NEXCO3会社ではETCコーポレートカード利用約款を改正いたします。通知内容及びETCコーポレートカード利用約款の改正内容につきましては、後日、NEXCO3会社のホームページ等に掲載いたします。

<実施予定：平成30年10月>

2. 車両制限令違反者が所属する会社（組合員）へ違反事実を直接連絡します

車両制限令の現地取締りにおいて、違反者（運転手）が所属する会社（組合員）が迅速に違反事実を把握し、再発防止に向けた取り組みへ反映できるよう、取締り現場において車両制限令違反が現認された場合は、高速道路会社から違反した運転手が所属する会社に対し、違反事実、違反内容及び当該違反の点数を直接、電話連絡※1いたします。

<実施予定：平成 30 年 2 月>

※1 電話連絡先は、従前より取締り時にお伺いしております措置命令書又は指導警告書に記載する会社電話番号となります。

なお、夜間等による電話の不通等の理由で運転手が所属する会社への連絡ができない場合がありますが、連絡の有無を問わず、違反であることに変わりありません。

また電話連絡の有無に関わらず、取締現場において違反が確認された場合は、道路会社から運転手に手交する措置命令書等の書類とともに、違反事実が運転手から所属する会社に確実に報告がなされるよう、今一度、社内指導をお願いします。

3. 事業協同組合における活動状況等の確認を実施します

大口・多頻度割引制度を引き続き適切に運用していくため、ETC コーポレートカード利用約款第 29 条の規定に基づき、契約更新時等に、組合事業に関する確認書類（事業報告書、決算報告書、定款など）を提出いただきます。また、訪問ヒアリングを実施し、組合事業について確認させていただく場合がありますので、ご協力願います。

詳細につきましては、該当する事業協同組合に対し後日お知らせします「協同組合の活動状況等確認資料の提出依頼について」をご覧ください。

<実施予定：平成 30 年 4 月>

活動状況の報告方法（現在）	活動状況の報告（変更後）
<ul style="list-style-type: none">・新規契約時に確認書類を提出・契約更新時等に高速道路会社が求めた場合に確認書類を提出	<ul style="list-style-type: none">・新規契約時に確認書類を提出・契約更新時等に確認書類を提出・高速道路会社が訪問ヒアリングを行う場合に、確認書類にて説明

以 上

<お問い合わせ先>

ETC コーポレートカード契約支社の担当部署（下記）へお問い合わせください。

■ 1、2に関するお問い合わせ（車両制限令に関するお問い合わせ）

お問い合わせ受付時間／いずれも 9:00～17:00（土・日・祝日、年末年始を除く平日）

中日本高速道路株式会社 東京支社 交通管制チーム
TEL 044-877-6913

中日本高速道路株式会社 八王子支社 交通管制チーム
TEL 042-691-1171

中日本高速道路株式会社 名古屋支社 交通管制チーム
TEL 0586-76-1125

中日本高速道路株式会社 金沢支社 交通管制チーム
TEL 076-249-8632

■ 3に関するお問い合わせ（ETC コーポレートカードに関するお問い合わせ）

お問い合わせ受付時間／いずれも 9:00～17:00（土・日・祝日、年末年始を除く平日）

中日本高速道路株式会社 東京支社 大口・多頻度窓口（ETC コーポレートカード係）
TEL 03-5776-5679

中日本高速道路株式会社 八王子支社 大口・多頻度窓口（ETC コーポレートカード係）
TEL 042-691-1171

中日本高速道路株式会社 名古屋支社 大口・多頻度窓口（ETC コーポレートカード係）
TEL 052-222-1230

中日本高速道路株式会社 金沢支社 大口・多頻度窓口（ETC コーポレートカード係）
TEL 076-240-4954